

関係条例

資料 6 自治基本条例

資料 7 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（市民の声を活かす条例）

資料 8 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（市民の声を活かす条例）施行規則

石狩市自治基本条例

平成20年3月27日条例第1号

改正

平成25年3月28日条例第1号

石狩市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 市民（第5条・第6条）

第3章 議会及び議員（第7条 第9条）

第4章 執行機関及び職員（第10条 第12条）

第5章 行政運営の原則（第13条 第23条）

第6章 協働によるまちづくりの推進（第24条 第27条）

第7章 他の自治体等との連携協力（第28条・第29条）

第8章 条例の見直し（第30条）

附則

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと念願しています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自律的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、協働によるまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する基本理念及び原則を示すとともに、まちづくりに関する市民の権利と責務、市議会及び執行機関の責務並びに市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住民
 - イ 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者
 - ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体
- (3) 石狩市 自治体としての石狩市をいう。
- (4) 市 石狩市の議会及び執行機関をいう。
- (5) まちづくり 市民が心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる石狩市を実現するために求められる公共的な活動をいう。
- (6) 協働 複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力することをいう。
- (7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、石狩市のまちづくりに関する最高規範であり、市及び市民は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

- 2 市は、条例の制定、計画の策定その他の市政運営に当たっては、この条例の内容との整合を図らなければならない。

(まちづくりの基本原則)

第4条 石狩市のまちづくりは、市民が主役であるとの共通認識のもと、市民及び市又は市民同士の協働により進めることを基本とする。

- 2 石狩市のまちづくりは、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有しながら進めることを基本とする。
- 3 石狩市のまちづくりは、未来の市民への責任を自覚し、持続可能性を確保しながら進めることを基本とする。

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、主体的かつ平等にまちづくりに参加することができる。

- 2 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。
- 3 市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第7条 議会は、石狩市の意思決定機関であり、執行機関の市政運営を監視し、及びけん制する役割を果たす。

- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聴く機会を設けるなど、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、議事機関としての責務を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望を持って活動しなければならない。
- 4 議会は、会議の公開を原則とし、市民との情報の共有化を図るため、積極的に情報を提供するように努めなければならない。
- 5 議会は、議会の活性化を推進するため、自ら不断の議会改革に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 議員は、まちづくりに関する調査研究を積極的に行い、政策提言の充実に努めなければならない。
- 3 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにし、議会活動を推進することにより政治責任を果たすよう努めなければならない。
- 4 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めなければならない。

(議会事務局)

第9条 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局機能の充実に努めるものとする。

第4章 執行機関及び職員

(市長の責務)

第10条 市長は、石狩市の代表者として、住民の信託に応えるとともに、執行機関及び市内の公共的団体等がこの条例の趣旨を体現しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な総合調整を適切に行わなければならない。

2 市長は、就任に当たり、この条例の趣旨にのっとり職務を遂行することを、公の場において表明しなければならない。

(執行機関の責務)

第11条 執行機関は、公正に、誠実に、かつ、透明性の向上が図られるよう市政を執行しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見を積極的に把握し、市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 執行機関は、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

(市職員の責務)

第12条 市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、市民との協働に積極的に取り組まなければならない。

3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

第5章 行政運営の原則

(市政運営の原則)

第13条 市政は、石狩市の実情を十分踏まえつつ、自主的、自律的かつ総合的なまちづくりに寄与するように運営されなければならない。

2 市は、前項の趣旨にのっとり、まちづくりに必要となる条例等の制定改廃及び法令の解釈を適切に行わなければならない。

(情報公開)

第14条 市は、市政に関する情報を、市民の請求に応じ、又は自ら積極的に市民に提供するための措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない。

(総合計画)

第16条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下これらを総称して「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 前項の基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければならない。

3 総合計画は、この条例の理念にのっとり策定されるとともに、市民意識又は社会経済情勢等の変化に応じて、適切に見直されなければならない。

4 執行機関は、総合計画との整合性を確保しながら、施策を実施しなければならない。

(行政改革)

第17条 市長は、最少の経費で最大の市民福祉を図るため、不断の行政改革に取り組まなければならない。

2 市長は、行政改革の目標及びこれを実現するための施策の大綱を定めた計画を策定するものとする。

(行政評価)

第18条 執行機関は、実施する施策について、客観的かつ効率的な評価を行わなければならない。

2 執行機関は、前項の評価結果を踏まえ、その実施する施策について必要な見直しを行うものとする。

(財政運営)

第19条 市長は、市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく提供しなければならない。

2 市長は、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長は、健全な財政運営を確保するための計画を策定するものとする。

(組織編成)

第20条 市の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、効率的かつ機能的にその目的を達成できるよう編成されなければならない。

2 市の組織は、適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう運営されなければならない。

(職員育成)

第21条 市長は、専門的な知識、技能及び高い倫理観を有し、市政の課題への的確な対応能力を備えた職員を育成するため、必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第22条 執行機関は、市政運営における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民及び利害関係者

の権利利益を保護するため、処分、届出、行政指導等に関して、共通する事項を定めなければならない。

(危機管理)

第23条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、市民意識の啓発に努めるとともに、総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じなければならない。

第6章 協働によるまちづくりの推進

(協働によるまちづくりの推進)

第24条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。

- 2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。
- 3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。

(行政活動への市民参加の推進)

第25条 執行機関は、施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 執行機関は、市政の重要事項又は市民の関心の高い事項について、その決定前に市民の意見を聴く機会を設け、提出された意見を真摯に検討するための措置を講じなければならない。
- 3 執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反映するため、委員の公募、男女比率への配慮その他の必要な措置を講じるものとする。

(地域コミュニティ組織)

第26条 住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。

(住民投票)

第27条 市は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼすなどの事由により、住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事案については、別に条例を定め、住民投票を実施するものとする。

- 2 市長及び議員は、住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。
- 3 投票資格その他住民投票の実施について必要な事項は、その都度別に条例で定める。

第7章 他の自治体等との連携協力

(市外の人々等との連携)

第28条 市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとする。

（他の自治体等との協力）

第29条 石狩市は、他の市町村との連携及び協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図るものとする。

2 石狩市は、国及び北海道に対し、役割分担のもと対等の関係でまちづくりを進める立場から、石狩市のまちづくりに必要な協力を求め、及び必要な施策の提案等を行うものとする。

第8章 条例の見直し

（条例の見直し）

第30条 市は、5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（石狩市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

2 石狩市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう省略）

附 則（平成25年3月28日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

平成13年9月27日条例第24号

改正

平成19年9月25日条例第29号

平成20年6月26日条例第22号

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

第1節 通則（第5条 第10条）

第2節 審議会等（第11条 第15条）

第3節 パブリックコメント手続等（第16条 第19条）

第4節 公聴会（第20条 第23条）

第5節 その他の市民参加手続（第24条・第25条）

第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進（第26条・第27条）

第4章 市民参加制度調査審議会（第28条 第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。

3 この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。

4 この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。

(基本原則)

第3条 市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。

2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

(制度の改善)

第4条 市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。

第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

第1節 通則

(市民参加手続の実施)

第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。

2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。

(1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容

(2) 市民参加手続を行うことができなかった理由

(3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由

(市民参加手続の内容及び時期)

第6条 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。

2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行わ

れなければならない。

3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。

4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」という。)を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例(平成10年条例第26号)第8条第2項に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が明らかになるときは、この限りでない。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由

(公表の方法等)

第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。

(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表

(2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表

(3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表

(4) インターネットを利用した必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。

3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

(市民参加手続の予定及び実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(制度の調整)

第10条 法令又は他の条例の規定により実施方法が定められている市民参加の手続を行う場合は、この章の規定は、適用しない。

第2節 審議会等

(審議会等)

第11条 審議会等（附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。）に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めるところによる。

(構成員)

第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。

(1) 構成員の氏名、選任の区分及び肩書

(2) 公募により選考された構成員がない場合は、その理由

(会議の公開等)

第13条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。

2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。

3 市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。

(諮問事案等の公表)

第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。

2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及

び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

(議事録の作成)

第15条 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議での検討に使用した資料等の内容
- (4) 会議における発言の内容又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

第3節 パブリックコメント手続等

(パブリックコメント手続等)

第16条 パブリックコメント手続その他の書面等による意見を広く募集する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(意見の提出方法等)

第17条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。

2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。

(公表事項)

第18条 市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期

(6) その他必要な事項

(準用)

第19条 市の機関が、その原案作成前の行政活動について、書面等による意見を広く募集する方法により市民参加手続を行うときの手続は、前2条(前条第2号に掲げる事項の公表を除く。)の規定を準用する。

第4節 公聴会

(公聴会)

第20条 公聴会を開催する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(公聴会開催の公表)

第21条 市の機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の1月前までに、次の事項を公表するものとする。

(1) 公聴会の開催日時及び開催場所

(2) 対象とする事案の内容

(3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項

(4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限

(5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期

(6) その他必要な事項

2 市の機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第22条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。

(調書の作成等)

第23条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。

(1) 公聴会の開催日時及び開催場所

- (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数
- (3) 対象とした事案の内容
- (4) 公聴会で配布された資料等の内容
- (5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。

第5節 その他の市民参加手続

(その他の市民参加手続)

第24条 前3節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続(以下「その他の市民参加手続」という。)の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(その他の市民参加手続実施の公表)

第25条 市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) その他の市民参加手続の内容
- (3) 日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所
- (4) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (5) その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲
- (6) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の1月前までに行うものとする。

第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進

(市民意見の積極的な把握)

第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

(市民が自発的に提出した意見の取扱い)

第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、

その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。

第4章 市民参加制度調査審議会

(設置)

第28条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会（以下「調査審議会」という。）を置く。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

(委員)

第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。

3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

(任期)

第30条 調査審議会の委員（市職員である委員を除く。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。

(会長及び副会長)

第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。
- 5 会議は、公開する。

(庶務)

第33条 調査審議会の庶務は、企画経済部において処理する。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他の理由により第2章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定は、適用しない。

(石狩市情報公開条例の一部改正)

- 3 石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

附 則(平成19年9月25日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年6月26日条例第22号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

	<p>改正)。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法)及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p>
2	市の計画(人事、財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)又は廃止
3	公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。
4	良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃
5	<p>次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案</p> <p>(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人</p> <p>(2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人</p>
6	市の区域に適用される規制(市の条例、規則等に基づくものを除く。)の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。
7	その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動

備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額並びにそれぞれの限度額をいう。

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則

平成14年3月25日規則第2号

改正

平成20年6月26日規則第25号

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(平成13年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項の細目)

第2条 条例第6条第3項に規定する市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項の細目は、別表のとおりとする。

(公聴会の運営に関する事項)

第3条 公聴会において公述を希望する者は、意見の要旨及び理由並びに市長が指定する事項を記載した書面を、条例第21条第1項の規定により市長が公表したところにより、提出しなければならない。

第4条 市長は、前条の書面を提出した者を公述人として決定するものとする。ただし、書面に記載された意見の内容が、公聴会の対象となる事案に関係がないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市長が公述人を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により公述人を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

第5条 市長は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員その他の者を参考人として招致することができる。

第6条 議長は、公聴会において、市の原案に異議がある公述人から順に、その意見及び理由を陳述させるものとする。

2 公述人及び参考人は、その発言に当たっては議長の許可を得なければならない。この場合において、議長は、発言時間に制限を設けることができる。

3 議長は、傍聴人の発言を許可することができる。

4 議長及び参考人は、公述人及び発言を許可された傍聴人に質問をすることができる。

- 5 公述人及び発言を許可された傍聴人は、他の者に質問をすることができない。
- 6 公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人は、事案の範囲を超えて発言することはできない。
- 7 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができる。

第7条 議長は、事案の範囲を超えて発言する者、不穏な言動をする者及び公聴会の秩序を乱す者に対して発言の中止又は退場を命ずることができる。

(条例、規則等の制定又は改廃のうち市民参加手続を義務付けないもの)

第8条 条例別表1の項ただし書に規定する常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして規則等で定める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する市の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合
- (2) 市民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合
- (3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合

(計画の改定のうち市民参加手続を義務付けないもの)

第9条 条例別表2の項に規定する規則等で定める軽微な計画の改定とは、その策定時からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の改定であって、既定の内容の主要な部分の変更を伴わないものとする。

(公の施設の新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定のうち市民参加手続を義務付けないもの)

第10条 条例別表3の項ただし書に規定する常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして規則等で定める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市道、普通河川、市営住宅、上水道、下水道及び個別排水処理施設の新設及び改良の決定並びに設計の概要の決定の場合
- (2) 公の施設の新設及び改良の決定であって、当該新設及び改良に係る事業費が2,000万円未満と見込まれる場合
- (3) 公の施設の改良であって、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造及び機能等の水準を確保することを主な目的とする場合

2 市長は、公の施設を新設し、改良し、又は廃止しようとする場合には、市民参加手続を行うか否かにかかわらず、付近住民の生活に支障を与えないよう、十分な説明と配慮をするものとする。

（市民参加手続の対象となる出資の基準額）

第11条 条例別表5の項第2号に規定する規則で定める額とは、1,000万円（地方公共団体に対するものを除く。）とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日規則第25号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	大項目	小項目	内容
1	全般的事項	全般的事項	<p>(1) 市民参加手続の対象となる行政活動のうち、特に重要と認められる事案については、複数の方法の市民参加手続を組み合わせて行うよう配慮すること。</p> <p>(2) 市民参加手続の対象となる行政活動によって重大な影響を受ける者がいることが明らかなきは、個別に意見を聴くなどの措置を講ずる場合を除き、その者が意見を表明できるような方法の市民参加手続を行うよう配慮すること。</p>
2	市民参加手続の内容を定める上で考慮すべき事項	審議会等	<p>(1) 次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の市民の合議による検討の結果を聴いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とすること。</p> <p>ア その行政活動の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。</p> <p>イ その行政活動の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められるとき。</p> <p>ウ その行政活動の対象となる事案について市民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が</p>

		<p>求められるとき。</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について審議会等に付議する場合には、次のいずれかの措置を講ずることを原則とする。</p> <p>ア その審議会等の構成員に公募により選考された者を加えること。</p> <p>イ その審議会等への付議のほか、パブリックコメント手続を行うこと。</p>
	<p>パブリック コメント手 続</p>	<p>(1) 市民参加手続の対象となる行政活動については、他の方法による市民参加手続を行う場合を除き、パブリックコメント手続を行うこと。</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、広い範囲の市民に影響が及ぶ事案について複数の方法で市民参加手続を行うときは、その中にパブリックコメント手続を含めることを原則とすること。</p>
	<p>公聴会</p>	<p>次のいずれにも該当する場合には、公聴会を開催することを原則とすること。</p> <p>(1) 事案の処理方針の原案に対して反対意見又は賛否の意見が存在すると認められる場合</p> <p>(2) 事案の処理方針を決定するに当たり、それらの意見の主張者から、意見の趣旨などを直接聴く必要があると認められる場合</p> <p>(3) 対象となる事案について市民の関心が高いなどにより、意見を聴く過程を広く市民に周知する必要があると認められる場合</p>
	<p>ワークショ ップ等</p>	<p>極めて早い時期から市民参加手続を行うことが適当と認められる場合には、ワークショップなど市民と市職員が自由な議論を行うことを通して合意形成を図るような方法の市民参加手続を行うことを検討すること。</p>

3	市民参加手続を行う時期を定めるべき事項	市民参加手続を行う時期を定めるべき事項	<p>市民参加手続を行う時期は、次の項目について総合的に検討した上で定めるものとする。</p> <p>(1) その行政活動を行う意図や背景などは、市民にどの程度理解されているか。</p> <p>(2) その行政活動について市民が検討する上で必要となる情報を、どの程度正確に提供できるか。</p> <p>(3) その行政活動に対する市民の積極的な支持はどの程度必要か。</p> <p>(4) その行政活動の合理性を確保する上で、市民の個別の価値観と市全体の公益をどのように調和させることが必要か。</p>
---	---------------------	---------------------	---